

（令和3年12月16日（木）  
10時00分～12時00分  
W E B 会 議）

〔出席者〕

（委員）石井委員、井上委員、大木委員、神吉委員、川口委員、黒崎委員、島田委員、戸田委員、根岸委員、浜田委員、松岡委員、南田委員、真嶋委員、村田委員、毛受委員  
（計15名）

（文化庁）圓入国語課長、堀国語課長補佐、津田地域日本語教育推進室室長補佐、  
増田日本語教育調査官、北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第108回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引（案）
- 3 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について（報告案）
- 4 令和3年度文化庁日本語教育総合調査「生活Can do」の作成及び検証について
- 5 「生活Can do」等の示し方について

〔参考資料〕

- 1 令和3年度補正予算資料
- 2 日本語教育小委員会（第21期）における審議内容について

〔経過概要〕

- 1 事務局から定足数と配布資料の確認があった。
- 2 「生活Can do」の活用に関するワーキンググループ座長の戸田委員から配布資料3「生活者としての外国人に対する日本語教育の在り方について（報告案）」及び配布資料4「令和3年度文化庁日本語教育総合調査「生活Can do」の作成及び検証について」、配布資料5「「生活Can do」等の示し方について」説明があり、その後質疑を行った。
- 3 配布資料2「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ座長の真嶋委員から配布資料2「「日本語教育の参照枠」の活用のための手引（案）」について説明があり、その他質疑を行った。
- 4 事務局から参考資料1「令和3年度補正予算資料」の説明後、質疑を行った。
- 5 次回第110回日本語教育小委員会は令和4年2月18日（金）午後3時から開催予定であることを確認した。
- 6 審議の内容は以下のとおりである。

○石井主査

定刻となりましたので、ただいまから第109回日本語教育小委員会を開催いたします。  
議事に入る前に、本日の定足数と配布資料の確認をお願いします。

○増田日本語教育調査官

本日は、15名の委員全員御出席予定でございます。お二人が少し遅れての参加となります。  
配布資料は、文化庁のホームページの第109回日本語教育小委員会に全て掲載させていただい

ておりますので、傍聴の皆様はそちらを御覧いただきたいと思ひます。

先生方には、資料の1から5、そして参考資料の1、2という全て7点、お送りしているかと思ひますので、御確認ください。また、委員限りの机上配布資料といたしまして、「日本語教育の参照枠」(CEFR)に基づくレベルと学習時間の目安検討用資料」というものを別途お配りしております。事務局からは以上です。

## ○石井主査

資料1の前の議事録(案)ですが、これを御確認いただき、修正の必要がございましたら、本日から1週間をめぐりに事務局までお知らせください。なお、最終的な議事録の確定につきましては、座長に御一任くださいますようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思ひます。本日は、二つの議事を予定しております。議事の一つ目は、「日本語教育の参照枠」の活用のための手引(案)についてです。議事の一つ目は、「生活者としての外国人」に対する日本語教育について(報告案)についてです。

今期、二つのワーキンググループを設置しまして検討を行っていただいておりますが、それぞれのワーキンググループの座長から検討の進捗について御報告いただきたいと思ひます。

本日は、真嶋委員が遅れて御参加されるということですので、議事の順番を変更させていただきます。議事2の「生活者としての外国人」に対する日本語教育について(報告案)を先に審議することにいたします。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、資料3「生活者としての外国人」に対する日本語教育について(報告案)」を御覧ください。座長の戸田委員、御説明をどうぞお願いいたします。

## ○戸田委員

それでは「生活C a n d o」の活用に関するワーキンググループより、現在の検討状況について御説明いたします。

本ワーキンググループでは、前期より引き続き、「日本語教育の参照枠」を踏まえた分野別言語能力記述文の「生活C a n d o」の作成に取り組んでおります。この「生活C a n d o」は、平成22年5月に国語分科会で取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」に示された学習内容を見直し、追加・改正し作成しているもので、五つの言語活動、A1からB1(一部B2を含みます)までのレベルの言語能力記述文を収録することを目指しております。「標準的なカリキュラム案」を改定し、「生活C a n d o」を収録した「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について」を本年度末に取りまとめることを目標に鋭意作業をしております。

本日は、資料3「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について」を中心に御説明いたします。

まず、構成から御説明します。目次を御覧ください。「はじめに」に続き、「1. 現状と課題」、「2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育について」、「3. 生活上の行為の事例について」、「4. 「生活C a n d o」等について」、「5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について」、「6. 生活・社会・文化的情報の扱い方について」、「7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方」、そして参考資料から構成されております。

「はじめに」を御覧ください。見開き2ページで、在留外国人に関する施策の動向と、「生活者としての外国人」に関する審議会における審議と成果物、CEFRを参照して作成された「日本語教育の参照枠」を踏まえた標準的なカリキュラム案の改定、「生活C a n d o」の作成に至る流れをまとめました。

続いて3ページから4ページ、「1. 現状と課題」を御覧ください。まず(1)の現状では、

丸の一つ目で、外国人の状況とその変化について、丸の2、3では、「標準的なカリキュラム案」の内容とその活用について、丸の4、5は、「日本語教育の参照枠」の作成とその活用の方向性について、丸の6では、「標準的なカリキュラム案」の改定と「生活C a n d o」の作成について記載しております。

(2) 課題では、丸の一つ目は、左ページの現状に対応する形で「標準的なカリキュラム案」の見直しの必要性について、二つ目の丸から五つ目の丸については、「標準的なカリキュラム案」の課題について、そして五つ目の丸から六つ目の丸にかけては、「日本語教育の参照枠」のこれからの活用における課題等についても書いております。

続いて5ページ、「2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育について」です。(1)に「生活者としての外国人」の定義、(2)に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の定義、(3)に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標を記載いたしました。これらの部分においては「日本語教育の推進に関する法律」や「標準的なカリキュラム案」を参照し、適宜引用・踏襲する形で提示しています。

(4) 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育と日本語教育の参照枠」として、「日本語教育の参照枠」の言語教育観を踏まえた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の考え方を記載しております。

(5) 「生活C a n d o」の内容では、「生活C a n d o」が活動C a n d oであることや、五つの言語活動をA1からB1までのレベル別に示すということを説明しています。「生活C a n d o」については、12ページに別項目を立てて、より詳細に説明しています。

続いて(6)対象となる学習者には、「生活者としての外国人」等ということで、日本で日常的な生活を営む全ての外国人等、日本で生活することを予定している外国人等という二つを挙げました。これから来日を予定している方がいることも想定しております。また、「等」について、5ページの脚注に説明を書いておりますが、「日本語教育の推進に関する法律」にもあるように、「日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する方」もいらっしゃることから、「等」をつけて記載することといたしました。

(7) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施主体等については、日本語教育推進法の条文や、平成21年の国語分科会報告で示された国と地方公共団体の責務や役割分担について、改めて記載いたしました。とはいえ、実際に日本語教育の担い手となるのは、国や地方公共団体と連携し施策・事業推進に参画する日本語教育機関等であり、日本語教育人材であると思えます。

そこで、7ページ、②として「地域における日本語教育人材」について、平成31年の国語分科会報告「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」を引用し、地域日本語教育コーディネーターや日本語教師、日本語学習支援者について、その連携の図も含めて説明を加えております。

9ページを御覧ください。(8)として、想定される学習時間の目安を示しています。諸外国の例を参考に、A1まで、A2まで、B1まで、そして生活・社会・文化的情報の各時間数を挙げ、「合計435～616時間程度(目安)」と記載しております。ただし、こちらはあくまでコース設定の際の目安であり、実際には「生活C a n d o」から取捨選択し、日本語教育プログラムを編成することとなるため、対象者や状況に応じて適切な学習時間数を設定することが必要となることは言うまでもありません。そのため、目安時間の下にも追記していますが、学習時間には、言語間距離や言語学習経験、基礎学力なども影響しますし、また1日数時間、毎日学ぶような集中プログラムなのか、週に1、2回程度のプログラムなのかによっても異なるため、様々な考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定いたしました。

10ページを御覧ください。「3. 生活上の行為の事例について」では、(1)生活上の行為の事例の整理として、この生活上の行為の事例がどのように取りまとめられたかを記載しており

ます。

(2) 生活上の行為の事例と「生活C a n d o」では、「日本語教育の参照枠」で示された言語能力記述文と、「標準的なカリキュラム案」の生活上の行為の事例や「生活者としての外国人」に対する日本語教育への対応について見直しを含めた対応を記載しております。

次の(3)本報告で取り上げる「生活上の行為」分類一覧は、「1. 現状と課題」にも挙げられている「在留外国人の定住化の傾向」を踏まえ、平成22年の標準的なカリキュラム案に掲載された一覧を再掲しました。今回、大分類のIからXの全てを扱うこととし、中分類までは変更なく踏襲されています。小分類については、社会的背景等に応じて若干見直しを加えています。どのような範囲を含むのかが一目で分かるように示した「生活C a n d o」における活動範囲の見取図ともいうべき一覧となっています。

12ページを御覧ください。「4. 「生活C a n d o」等について」、少し詳しく記載しております。「生活C a n d o」については、本日の配布資料4と5を用いて御説明をさせていただきます。

資料4「令和3年度文化庁日本語教育総合調査「生活C a n d o」の作成及び検証について」を御覧ください。「生活C a n d o」の作成に当たって、本年度行った調査研究の概要を示したものです。

3の調査内容を御覧ください。(1)有識者会議での検討、(2)先行事例の洗い出し、(3)書面によるヒアリングを行い、今回新たに追加した「V 子育て・教育を行う」、「VI 働く」、「VII 人とかかわる」の三つの項目を中心に追加・修正すべき項目を整理しました。

その上で、「生活C a n d o」試案を作成し、専門家の指導・助言を受けつつ、絞り込みを行い、令和2年度に作成された「生活C a n d o」との整合性の観点からも精査を行いました。

C a n d oの作成については、チームで作業に当たることとし、C a n d o作成の経験がある者と初めて作成する者とをチームとし、経験の有無を問わずトレーニングを行うことでよりよいC a n d o作成が行えるような工夫をしました。記述の分かりやすさ、レベルづけや言語活動のカテゴリーの分類の適切さに関しては、専門家による精査を受け、作業を行っております。現在も鋭意作業いただいているところです。

完成した「生活C a n d o」をどのように示すかについて検討した資料が、資料5「「生活C a n d o」等の示し方について(案)」です。これまで作成したものを含めて収録を予定している「生活C a n d o」を1の内容に記載しました。2の範囲は、先ほど述べたとおりです。3の「生活C a n d o」に付随して示す項目として四つ挙げ、示し方の例を下に表として示しています。表を御覧いただきますと、左から「生活上の行為の事例」の大分類、中分類、小分類と事例を二つ記載した上で、「生活C a n d o」を提示し、さらに右に五つの言語活動の分類を書いています。さらに、カテゴリーとして、主な活動例の分類をラベリングし、一番右にレベルを示すといった形で、一覧に整理することを予定しております。こちらは、エクセルで文化庁ウェブサイトに掲載し、検索・編集可能な形で御提示したいと考えております。

このような内容を資料3の報告案12ページに掲載しております。この「生活C a n d o」の示し方についても御意見をいただければと思います。

資料3、報告案にお戻りください。13ページを御覧ください。「5. 「生活者としての外国人」に対する漢字を含む文字の扱い方について」では、「日本語教育の参照枠」で示された漢字を含む文字の扱い方を引用しつつ、「生活者としての外国人」にどのように漢字を含む文字の扱い方を行っていくかということを説明しております。

(1)「生活者としての外国人」に対して漢字を含む文字の扱い、(2)「日本語教育の参照枠」における漢字を含む文字の扱い方について、(3)漢字学習の方針について、に分けて掲載いたしました。

16ページを御覧ください。「6. 生活・文化・社会的情報の扱い方について」では、生活・

文化・社会的情報の提示の方法や、想定される内容、扱い方について記載しております。

「生活・文化・社会的情報」については、日本語の習得を待たずに、外国人等が十分に理解できる言語で来日後速やかに提供が必要があることから、日本語教育とは別に、「生活オリエンテーション」として、地方公共団体等により日本語教育プログラムとは別に多言語で実施・提供されるべきものであることも明記いたしました。

その上で、これらの生活・文化・社会的情報は、外国人の地域社会への接続を円滑にするとともに、日本語学習の効果を高めることが期待されることから、「生活オリエンテーション」として集中的に実施するだけではなく、生活・文化・社会的情報のうち必要なものをコミュニケーション言語活動と合わせて、日本語教育の中で扱うようにすることが望ましいと考えております。

最後に、17ページ、「7. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方」です。こちらも「日本語教育の参照枠」における評価の理念を引用して記載し、表1のCEFR例示的能力記述文一覧の構成も再掲しております。特に、「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、「日本語教育の参照枠」に言語能力記述文として掲載された②コミュニケーション言語能力、③コミュニケーション言語活動、④コミュニケーション言語方略という言語能力熟達度を構成する能力以外に、①一般的能力の向上に資する活動を教育活動として組み込み、生涯学習の側面に焦点を当てた学習活動を展開していくことも期待されるということを書かせていただきました。

また、18ページ、(1)として、言語活動別の評価を大切にすることを、「日本語教育の参照枠」の日本語の熟達度の例をお示ししつつ、記載しております。

20ページの(2)では、日本語学習ポートフォリオの活用、(3)では、今期開発が予定されております学習者のための日本語能力評価支援ツールについても記載いたしました。

まだ今後、修正・追記を行う予定ではございますが、これまでの検討状況として御報告申し上げます。参考資料についても、予定でございます。以上、御報告いたしました。

#### ○石井主査

戸田委員、ありがとうございます。ワーキンググループとして御議論いただいていたものと思いますが、日本語教育小委員会としましては、初めてこのような案としてまとまった形でお示しいただいたものと思います。

参考資料2に今期の日本語教育小委員会の審議内容がございますが、今期は平成25年報告の論点整理の「論点4. カリキュラム案等の活用について」を取り上げ、「日本語教育の参照枠」の考え方を踏まえ、外国人等が日本社会で自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身につけられるよう、一定水準の学習内容を示すため、前期に引き続き、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」(平成22年5月19日)の改定及び「生活Cando」の作成ということを行っております。

資料3の報告案は、国語分科会で平成22年にまとめた「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」を改定し、「生活Cando」を収録したものであるということになります。この報告案は、今後、国と地方公共団体が進める地域の日本語教育の分野において活用され、「自立した言語使用者」として、そういった学習者がB1レベルまで学習もできる環境整備というものを進めていくために、活用されていくことを意図したものでございます。この「環境整備を進めていくために、活用されていくことを意図したものである」ということをしっかりお示ししたいと思っております。

そのような位置づけの報告になるということ踏まえて、御審議をお願いしたいと思います。

章ごとに分けて考えていきたいと思っております。まず、本報告全体に関して、確認や御質問などがございましたら、先にお出しいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。毛受委員。

## ○毛受委員

全体を通して感想的なことで大変恐縮なのですが、本当に素晴らしいものをお作りになったと思います。全体のお話を非常に丁寧に御説明いただきましたが、私も大変感銘を受けました。C E F Rという、ヨーロッパではある意味これが標準的な形で、外国人の人たちに対してその国の言葉を教えるということであればこういうものが標準であると、それを日本でも当てはめればこうなるということだと思います。

それと現状とのギャップということを改めて私は非常に強く感じたのですが、一つは、B 1までで最長ですと6 1 6時間という時間数ですね。これは、例えば週2時間の日本語教室を週2回受けるとすると、1 5 0週、つまり1 2～1 3年掛かるという話になるだろうと思います。週2回2時間ずつ受けている人は割と真面目に受けている人だろうと私は思います。それでも1 2～1 3年掛かるというのは、外国語をとして日本語を学ぶのであればそういう現実だと思うのです。それであれば、恐らくほぼ役に立たないというか、意味がないわけで、これをどういう体制で実際やっていくのかというところが非常に重要です。これは自治体に任せるという話のようなのですが、自治体にそのような能力なり、地域日本語教室にそれを任せるということ成り立つものなのかどうかと、そこが私自身は、日本の現状と、それから本来あるべき示されたものとのギャップが非常に大きいと感じます。

国はこのカリキュラムを示すだけで済むのか、自治体に任せて済むものなのでしょうか。自治体のキャパシティーには相当差がありますので、取り組みができるところと、難しいところの差が大きくなってしまいますと、せっかく作られたものの意味が限定されてしまうのではないかと危惧いたします。

せっかくこれだけ素晴らしいものを作られたのであれば、ここから先をどうしていくかということの展望もお示しいただけると良いと思いました。恐縮ですが、全体についての感想ということで、最初に申し上げさせていただきました。

## ○石井主査

ありがとうございます。本質的なところといいましょうか、これをこの後どのように展開していくのかということについての大事な御提言かと思えます。

今の御提言に関してほかにいかがでしょうか。川口委員、お願いします。

## ○川口委員

今、自治体で正に地域日本語教室をやっておりますが、モデル事業として県が取り組んで市町村と協働してやっている教室でも、スタートアップモデルで保障できるのはおおよそ4 8時間です。学習者の出席については7割が来ればいい方だという状況で、県がこの参照枠の時間、B 1を目指して6 1 6時間を地方公共団体が責務としてやれということになると、おそらくどこの自治体もついていけないと思うのですが、その辺のところの考え方は私も知りたいと思っております。

それからもう一つ、今私どもで基本方針を作っているのですが、そこで保障するレベルを参照枠で示したいと思っております。その参照枠で6 1 6時間を公共団体が保障するとはとても書けないので、地方公共団体の初期日本語教室でC a n d oを活用すると考えて、この6 1 6時間をどういう人員体制で国がどういう予算分配を考えてやっていただけるのかということを是非聞きたいと思っております。

## ○石井主査

村田委員、お願いします。

## ○村田委員

私もこの学習時間のことについてお伺いしたいと思っております、ちょうど話題になりましたので、質問をさせていただきます。

恐らく、今、自治体の方のお話もありましたが、事業計画を立てたり、予算を組んだりする際に、こうした数字があった方が恐らくやりやすいだろうということで、こうしたものが書き込まれたのだらうと思います。その趣旨には賛成するのですが、これが算出された根拠ですが、委員限りの配布資料の方にいろいろな事例が載っておりますが、これをどこまで公表されるのかということをお伺いしたいと思います。委員資料の方に私どもの教材である「まるごと 日本のことばと文化」の例も挙げていただいておりますが、これはあくまでもこの教材をコースとしてやる際の時間の目安でございまして、A1に到達するには何時間、A2に到達するには何時間といったことを示しているわけではございません。ほかの事例もいろいろ挙げられていると思いますが、それぞれの機関が公表しているその数字の意味合いというものもあると思いますし、果たしてその外国の事例をそのまま採用するということが適切かどうかということも議論の種になるのではないかなと思っております。その辺り、どこまでそのバックグラウンドということでしょうか、積算根拠のようなものを提示するのかということをお伺いしたいと思います。

## ○神吉委員

今、村田委員がおっしゃったことは私も同様に感じました。積算根拠をまずしっかり示すということと、実態としてどれくらい掛かっているのかということ。それは国として集めるべきだと思います。その上で、週1回2時間ぐらいの教室が多いわけですね。毛受委員もおっしゃっていましたが、週1回2時間でゼロから始めて習得ができるのかということ、時間数を積み重ねてもできないのではないのかというのは、僕は日本語教育に携わっていて、感覚として考えて思っているところです。やはり積み上がらないとなったときに、この時間数もさることながら、週1回2時間というような地域で当たり前になっている教室の頻度ももう一回しっかり考え直さなければいけないと思います。カリキュラムの設計の思想みたいなところを示す必要があるのではないのでしょうか。予算を含めていろいろな要因を考えなければいけないのですが、600時間というのは、私は少ないのではないかと思います。

## ○石井主査

松岡委員、お願いします。

## ○松岡委員

600時間については、委員限りの資料には海外の事例を出しています。ドイツの事例について私も調査をしていたので考えるところがあるのですが、ドイツの場合は、国の施策として半分義務化して、毎日学習すると週に10時間ぐらいの学習時間になると思います。それで1日2時間ということで600時間が組まれているものです。先ほど神吉委員がおっしゃったように、集中した方が学習の習得は進むと思うので、そういう環境ができれば理想的だろうと私自身も考えます。

希望としては、各省庁なり国として、こういう立場の方たちにはこれぐらいの時間を学習してほしいということ、インセンティブをつけるか、義務にするかは議論があると思うのですが、そういった議論を進めていく根拠として、この時間数をお出ししていけたらと思っています。ここから先はこの場だけではなくて、別のところの議論になっていくということは我々は承知しておかなければならないと思うのですが、文化庁、文化審議会は何ができるのかといったところで声は上げていくべきですし、そういう段階にもう入ってきているのだらうと承知しています。

## ○石井主査

戸田委員、お願いします。

## ○戸田委員

松岡委員がおっしゃった根拠については、お手元の資料にある海外の事例をとということでございます。幅を持たせているこの時間数ですが、最低これぐらいはなければならないというところも示したいということがありました。是非この時間は確保してもらいたいという意味です。

それから、皆さんがおっしゃっているように、集中して日本語を学ぶということの効果というのは計り知れないと思います。語学は初期の段階で集中して学ぶということは誰もが考えていることですので、委員、ワーキンググループとしても、この体制をつくっていただきたいということとは一致している意見です。

## ○石井主査

南田委員、お願いします。

## ○南田委員

時間というのは注目され、難しいところだなと私も思っていました。国内の事例もなかなか少ない中で、例えば技能実習制度では、入国前の講習時間があり、少し積み重ねてきた部分があるのではないかとも思ひまして、それてしまうのかもしれないのですが、そういったところも少し参考になるのではないかなと個人的には思いました。

## ○石井主査

ありがとうございます。根岸委員、お願いします。

## ○根岸委員

私もその点なのですが、この机上配布資料で、「～A1」となっていますが、机上配布資料の書き方が、「0～A1」や「A1～A2」というのもあれば、A1、A2、B1でそれぞれ書いてあるものもあつたり、「A0～A1」、300コマと書いてあつたりします。この書き方が「～」から始まっているので、少し分かりにくいのではないかと思った点が1点目です。

それから、英語教育でもよくこの時間設定が話題になって、言語間のこともここに書いてあるのですが、英語教育からすると、B1までこの時間で達成するというのは結構挑戦的な感じだと、これは単に独り言ですが、思いました。

## ○石井主査

ありがとうございます。今の御意見に対してでも、新たにでも結構ですが、いかがでしょうか。事務局はこういう枠組みでどのように考えていらっしゃるのかというのは伺いたいのですが、お願いします。

## ○増田日本語教育調査官

学習時間の目安を出したのは、ある意味で挑戦であると事務局も思っております。ただ、現状、地域日本語教育が依然としてボランティアの方々の善意によるものを中心として週1回か2回しか開催できていない、日本語の習得を希望する学習者に十分な学習環境として提供できていない状況にあるわけです。果たして地域の日本語教育が現状のままで良いのかということと委員の皆様の御指摘のとおり、改善を図るべきと御提言をいただいているところです。

本報告では、この先、地域における日本語教育がどうあるべきかということについて国に御提

言いただき、より良い形に近づいていくための施策や事業を文化庁として行っていくための足がかりにしたいと考えております。

今は国内の現場がそのような状況にないために、体系的な語学教育として集められる材料が海外の事例や法務省告示日本語教育機関という一定の専門性を持った日本語教師が教えている機関での時間数を事例として、今回の数字を作っております。

先ほど川口委員から指摘をいただいたように、実際にB1レベルまでの現在の地域の日本語教室で習得できるようにするのかというと、厳しいと思われれます。それだけではなく、学習環境の整備に着手するとともに、オンライン日本語学習教材「つながるひろがる にほんごでのくらし」など、学習者が自身で学んでいける自律学習環境を含めた時間と考えています。約600時間全てを一つの地域の日本語教室で整備しなければいけないというものではなく、地域の日本語学習環境をサポートできるような教材、そして体制をつくっていきたいと思っており、そういったことも含めての学習時間を御検討いただきたいと思います。

ワーキンググループでも、この点は時間を割いて御議論いただいて、このような形になったというところがございます。引き続き、いただいた御意見を踏まえて議論を続けていきたいと思っておりますし、今お手元にある資料も出せるように整理していけたらと思っております。

#### ○浜田副主査

今御説明いただいて、今回の報告書の趣旨がよく理解できたかと思うのですが、今の文字になっているものだけからは、そういったことを読み取るのは難しいので、それもきちんと言語化していただきたいと思っております。この時間数のことだけではなく、この中に書かれていることで、これは現状どうなのだろうと思うことがほかにもたくさんありますので、あくまでもどういう理念で提示しているかということ、そしてそこへ行くための道筋についてもこの委員会として提言ができればと思っております。

#### ○石井主査

ほとんどの委員から御意見もいただいたところで、次に移りたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。時間的なものもありますが、できるだけ具体的な問題点や、それに対してどういう対応ができるかということが議論として期待されますので、よろしくお願ひします。

では、報告の本文に移ります。「1. 現状と課題」、それから「2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教育について」、この二つの章について御意見をいただきたいと思っております。

神吉委員。

#### ○神吉委員

課題のところでは、4ページの四つ目の「○」なのですが、「標準的なカリキュラム案では、教材例集は示されているものの」というところで、後半に「地域によっては日本語教育人材の不足等により教材の作成が難しいという声が聞かれる」と。実際そうなのだと思いますが、これをここに書くことによって、「人が足りないから、教材・カリキュラム案を作って、それを何とかします」と読まれてしまうと、一方の資格を整備して人を拡充しようというところの施策とどうも何か食い違いがあるような気がしました。それで、後半部分は「質を高めるための共通の基盤がない」といった書きぶりの方がいいのではないかなという気がしていますが、いかがでしょうか。

#### ○石井主査

御意見はいかがでしょうか。

### ○浜田副主査

今の御質問については、戸田座長からお答えが何かあるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

### ○戸田委員

ありがとうございます。今御指摘の点については、一つの側面でこちらは見ておりましたが、確かにおっしゃるとおりですので、ワーキンググループでも検討し、記載を変えていきたいと思えます。

### ○石井主査

大木委員、お願いします。

### ○大木委員

6 ページ目、7 ページ目、(7) の①、日本語教育の実施主体の箇所です。第2 段落に閣議決定文が引用されていまして、ここは推進法の4 条あるいは5 条を裏づけとする記述だと思えます。それに続く段落で、「以上のことから」ということで、引用文の繰り返して、強調する括弧の解釈が示されています。これよりはむしろ、推進法の6 条、事業主の責務、7 条、連携の強化、この辺りを付け加える格好で全体的に調和が取れるような記述にした方が、うまくまとまるのではないかと思います。

8 ページ目に図1 としてイメージ図が示されていますが、ここには、正に「職場」とか「N P O 等」という記述があって、連携の強化が目指すところが示されていますので、解釈のところを書き換えることで善処できるのではないかと思いますから、是非御検討いただきたいと思えます。

### ○戸田委員

8 ページの連携の一例の図が今の大木委員の御発言で一層明確になると思えますので、その点、6 条、7 条についても、もう一度確認いたしまして見ていきたいと思えます。

### ○石井主査

ほかに何か御意見等がありますでしょうか。毛受委員、お願いします。

### ○毛受委員

6 ページから7 ページにかけてですが、(7) で「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実施主体等」とあります。そこで、7 ページの頭のところでは、日本語教育推進法を引いてきて、「以上のことから、国及び地方自治体には、日本語教育の主体としての責務があると考えられる」ということを書かれているのですが、その上に、この中では「実施する責務を有する」と明確に書いてありますので、責務があると言い切った方が私はいいいのではないかなと思えます。なぜか「考えられる」という非常に引いた表現になっていますので、ここは「責務がある」と言い切った方がいいと思えます。

### ○戸田委員

おっしゃるとおりですね。ここは検討いたします。

### ○石井主査

項目の3、4 辺りに、5 も併せてでもいいので、議論の範囲は、3 の「生活上の行為の事例」、4 の「生活C a n d o」、5 の「漢字を含む文字の扱い」、この辺りまでということで御意見

いかがでしょうか。川口委員、お願いします。

#### ○川口委員

地方公共団体には、日本語教育の主体としての責務がありますが、その地方公共団体の責務として目指すレベルはどこまでだとお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います

#### ○石井主査

いかがでしょうか。ほかの地域あるいは組織の中でどのように考えていらっしゃいますか。

#### ○浜田副主査

私も同じ質問があります。ワーキンググループのメンバーとしてはどのようにお考えか、戸田座長やほかの委員の先生のお考えをお聞かせいただけたらと思うのですが。

#### ○戸田委員

難しい御質問をいただきました。日本語教育という立場からいたしますと、「生活者としての外国人」が自立した言語生活者として生活を送ることができるようになるための日本語教育を行うということだと考えております。

#### ○松岡委員

ワーキンググループとしての統一の見解があるのかは私も分からないのですが、個人的な意見としては、地方公共団体がというよりは、国が外国人をどのように受け入れていくのかということと議論することを始めなければならないので、今検討している報告がどういう出され方をするのかによろと思うのですが、「責務がある」とすると、地方公共団体からは財政をどうするのかとか、どこまでやったらいいのかということについて本報告を基に議論しなければならないと思います。

個人的には、例えば生活者という外国人全部に関わってきてしまうので、その部分をどうするのかという議論は今、国では行っていないと認識しています。それを始めていただきたというのが個人的な見解です。その根拠として本報告を使っただけなのであれば、そういう出し方をしたいと思います。

この報告書はいろいろな方が見るものになると思うので、今おっしゃったような疑念がいろいろなところから出てくるのではないかと思います。従って、ワーキンググループでは、この責務については「と考えられる」としか書けなかったと思っています。

個人的には、予算と、どれぐらい時間を掛けるかという辺りのことについての提案ができたかと考えています。

#### ○石井主査

統一見解はまだないとお伝えした上で、国として地域日本語教育をどうするのかという議論が十分とは言えない中で、申し上げにくいのですが、個人的には、日本語を必要とする外国人のための目安として、これぐらいの時間数が責務ではないかと考えております。

#### ○増田日本語教育調査官

事務局からよろしいでしょうか。先ほど戸田座長からもありましたが、資料の1ページ目の「はじめに」で、二つ目の段落、「政府は」のところに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について書かれ、次に、「さらには」の部分には「日本語教育の推進に関する法律」と基本方針が引用されております。この一番下、かぎ括弧の中ですが、「地域に在住する外国人が

自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け」と記載されております。この時点で既に自立した言語使用者が示されており、国としては最低でもB1のレベルの力を身につけて生活できるよう支援する必要があると示しています。文化庁国語課で行っている「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」においても、地方公共団体を対象に、ここまでの日本語能力を身につけていただくことも想定して予算を取っております。

現実としては、まだ多くの都道府県にこの予算を活用いただけていない状態にあります。今後、地方公共団体が積極的に日本語教育に取り組んでいただき、初期日本語だけではなく、自立した言語使用者として生活していけるだけの学習環境を整えていただくために、国も財政支援に一層努めていこうと動いております。

自立した言語使用者としての日本語レベルに到達するための具体的な時間数について、ワーキンググループからご提案をいただき、本小委員会においても、そのような学習環境が整備されるべきかという御提言をいただいているというのが、本報告書の目指すところと考えております。

### ○毛受委員

ここまでの議論で、本来あるべき日本語教育の姿が非常に明確になっていて、そこと現在の日本語教育とのギャップをいかに埋めるかという話だと思います。「はじめに」では、日本に住む外国人が増え続けているという話があるわけです。実際、コロナの中でも1.6%しか減っていないのですね。そういう意味で言うと、定住化が既に相当進んでいるということで、日本語教育というのも、ある意味、本当は数十年前にやるべきことが、まだ議論されているという認識に立つべきだと思います。

私はドイツと韓国にも調査に行ったことがあって、そのときに政府としての外国人に対する言語教育ということを知りたりもしましたが、これに一義的に責任を持っているのは国ですね。側面的には自治体が支援をしていると思いますが、国が一義的にやっていました。それから半強制的というお話がありましたが、ビザの更新と結びつけていると。韓国も一部の在留資格についてはそのようにしています。そういう形で実効性を持たせるところがないと、国が自治体主導として今動かそうとしていますが、自治体のキャパシティやいろいろな問題があって、予算をつけただけではなかなか進まないでしょう。

せっかくこれだけ素晴らしいものができたのですから、最終的には国と自治体の役割、あるいはNPOとかの役割、実際にこれをどのように実施していくのかというところの議論が更に先になると、絵に描いた餅になってしまいます。そこまでここで書き込むことができないのであれば、そのような議論があるということをお記しておくべきではないかと思っております。

### ○石井主査

今の御発言を受けて、何かございますか。松岡委員、お願いします。

### ○松岡委員

毛受委員の意見に全面的に賛成します。ずっと日本語教育をどこでどうするかという議論に加わっていて、結局これをどこで使うのかというところがなかなか俎上に上がらなくて、ずっと困っている状態です。どこで使うかというのが、教える方がどこで使うかというのは、私も本来国がやるべきだと思っておりますが、国がやって、もし地方自治体がそれを受けるといのであれば、国の方針に則って、各自治体は少し色をつけたという形でやれば良いと思うのですが、学習する側、外国の方たちは、日本語を勉強することについての必要性をそれほど感じていなかったり、それから時間がなかったりといういろいろな事情で、それに組み込む時間を取るとい意思があまりないという認識をしています。

そういうところで幾ら体制を整えても、実際に勉強してくださる方がいらっしやなければ、

それは実効性がないというのは正にそのとおりなので、これをやるべきなのだとということで、先ほど言ったように、義務にするのか、インセンティブにするのか、いろいろ議論はあって、選択があると思うのですが、そちらの方に議論を上げていただきたいと強く思います。

#### ○松井日本語教育専門職

様々な御意見、ありがとうございます。川口委員を中心に、御指摘、大変参考になります。この報告書は、「生活者としての外国人」のために提供する教育内容、「生活Can do」や標準的なカリキュラム案で過去に示されたような学習の内容を提言するものでありますので、あくまで教育内容を示すものであるという形で修正を加えたいと思います。御意見、ありがとうございます。

#### ○石井主査

次に5の「漢字を含む文字の扱い方について」というところ、5、6、7まで続けてやりたいと思いますが、「漢字を含む文字の扱い方について」、あるいは「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方」というところまで合わせてでも結構です。

神吉委員、お願いします。

#### ○神吉委員

17ページに、①の一般的能力についての御説明があると思います。それで、一般的能力については、とても重要な要素だと思いますので、これについて触れるということは大変重要だと思いますが、ここの説明だけでは多分、読んだ方が要するに何をするのかというところが分かりづらいように思いました。

18ページにもこの図があって、四つの能力が縦に並んでいるのを見ると、②、③、④は何となくイメージできそうですが、①はどうやって扱うのかとなってくると思うのです。その辺り、実は①をきちんと扱って、社会的にいろいろなことを言葉も含めてやれるようになるというのが重要だと思いますので、この辺の説明を少し丁寧にできるといいと思いました。説明がいいのか、それとも事例がいいのか、その辺りはワーキングの方でも御検討いただければと思います。

#### ○戸田委員

確かに、この一般的能力というのは、その評価の対象になるものではありませんので、このように記述があっても、少し分かりにくい点があるかと思います。日々日本語教育活動を行っている中で、この社会や文化についての話題などを取り上げながら、学習者、教師と学び合い、成長するというところの観点も盛り込めればよいと思います。つまり、言語そのものを教えるだけではないというところをもう少し具体的に書ければよいかと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。事例などもあってもよいのかもしれない。

#### ○石井主査

南田委員、お願いします。

#### ○南田委員

今のところで、神吉委員は②、③、④は分かりやすいとおっしゃっていたのですが、言語を専門にしていない者から見ますと、②、③、④も分かるようで分からないというところで、私などは手引を見直したぐらいですので、もしこれだけで独立した資料とするのであれば、少し補足された方がいいのではないかと思います。

#### ○戸田委員

確かに、私たちは分かりますが、分かりにくい面があると思います。ただ、これから御説明していただく手引の方も併せてと思っておりますので、その辺も考えながらワーキンググループでも話していきたいと思います。

#### ○石井主査

根岸委員、お願いします。

#### ○根岸委員

19ページです。二つ図があって、単に同じレベルであっても、技能に凸凹があつていいのだということを示す例としては、「参照枠」の記載同様これでいいとは思いますが、「生活Can do」ということを考えると、CEFRのCVでは、少し関連するところでCEFRプロファイルズというのがある、そこの一つの図では「a profile of needs in an additional language」と書いてあって、このニーズのありように応じて評価するとあります。結果としてこういう凸凹でいいということと、もう一つ、それぞれいろいろなニーズがあって、そのニーズに応じて評価をするということまで書いてもいいのではないかと思います。

#### ○石井主査

今の御指摘に関して、戸田委員、お願いします。

#### ○戸田委員

根岸委員のご指摘にお答えしますと、理念の三つ目に関わりますことでもありますので、修正を検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

#### ○石井主査

村田委員、どうぞ。

#### ○村田委員

別の資料で「Can do」の検証のことが書かれていたと思うのですが、今後検証するという記載だったと思うのですが、この資料の公表の手順として、検証を済ませてから公表されるということなのか、まず一旦世に出して、使ってみていただいて、検証も同時に並行して行うということなのか、そこのスケジュール感をお伺いしたいと思います。

#### ○北村日本語教育専門職

事務局からお答えします。「Can do」の公表に関しましては、年度末を予定しております。公開は年度末に行いますが、検証は、特に量的検証に関しましては来年度を予定しておりますので、そうなりますと、公開の後にまた量的検証を行い、その検証の結果を踏まえてまた修正を行っていくという手順になるかと思えます。

#### ○石井主査

よろしいでしょうか。皆様には改めて目を通していただいて、お気づきの点などありましたら、メール等で事務局まで御意見をお寄せいただければと思います。よろしく願いいたします。特にワーキンググループの皆様は、引き続き検討をよろしく願いいたします。

次に移ります。「日本語教育の参照枠」の活用のための手引、ここからでいいでしょうか。「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの検討状況の報告をお願いしたいと思

ます。真嶋委員にお願いしてよろしいですか。よろしく申し上げます。

## ○真嶋委員

それでは資料2「日本語教育の参照枠」の活用のための手引（案）」について説明させていただきたいと思います。

この資料は、令和3年10月12日に文化審議会国語分科会で取りまとめられた「日本語教育の参照枠」の基本的な考え方や指標などについて紹介し、易しく説明する第1章と、それから具体的な生活、留学、就労の三つの分野の事例を示す第2章、そして参考資料という三つの部分から成る冊子になります。「参照枠」の本体の本冊の方は150ページほどもありますので、一般の方には全部読むのは大変かもしれないので、この手引の方を御覧いただき、必要などころ、特に御関心がおありのところを詳しく見ていただくという考えになっています。少しでも、利用者、利用者の方が利用しやすいようにという、文字どおり、手引でございます。では、順番に具体的に見たいと思います。

まず1ページ、「第1章 「日本語教育の参照枠」とは」です。ここは、基本的な考え方や指標などについて、一問一答形式、Q&Aの形で紹介して、説明しています。加えて三つのコラムがあり、「参照枠」に関する考え方や情報を紹介しております。

一問一答形式で説明する項目は全部で12あります。それらの12は、四つの大きな項目に分かれていて、1番は、「日本語教育の参照枠」の取りまとめの背景と目的について、2番は、理念と日本語能力観について、3番は、言語能力記述文（Can do）について、そして4番、日本語能力の評価についてという四つの大きな項目があって、その中に三つずつQ&Aがあるという形になっております。

各Q&Aのところでは、一問一答で大体1ページ使うという体裁になっています。一番下にキーワードがあって、その下に「もっと知りたい方に」ということで、「参照枠」の本冊のどこを見ればいいのかということが提示してありますので、もっと読みたい方はそちらを見ていただくということです。全体の第1章の作りはこのような形になっております。

コラムは三つあります。まず4ページの「コラム①児童生徒に対する日本語教育」では、「日本語教育の参照枠」は成人に対する日本語教育を主な対象にしているということを明示しています。児童生徒に対するものは、年齢相応の認知的な発達段階を見据える必要があるということ指摘しております。

それから、8ページにコラム②があります。欧州評議会が公開している「Competences for Democratic Culture（民主的な文化への能力）」が示している、民主主義社会の中で多様な文化を尊重し、多様な人々と共存していくための20の能力というものを、ここでコラムとして別枠で説明しております。

これらの能力は、文化審議会国語分科会で取りまとめられました「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」で示されている日本語教師に求められる資質・能力とも重なる部分が多いため、コラムとして取り上げております。

それから、コラムの三つ目は、15ページに飛びますが、「英語教育におけるCEFR-Jの取組」ということで、根岸委員に御執筆いただいております。こちらでは、CEFR-Jプロジェクトでは、Aレベルを細分化して、Pre-A1レベルを追加したり、社会の変化に応じてCan doの書換えを試みたりと、日本語教育でも参考にできるような取組が多くありますので、この情報提供ができればと考えております。

以上、三つのコラムについて申しましたが、ここまでが第1章となります。

16ページからは、「第2章 カリキュラムの事例 一教育機関のプログラムへの取り入れ方」となっております。ここで具体的に三つの事例を示しているところが、この手引の魅力といえますか、分かりやすいところかと思えます。具体的に、教育現場がこんなに違う、あるいはこ

んなにアプローチが違うということがいろいろな方に分かっていただけて、参考になると思います。

第2章は、大きく分けると、二つ。C a n d oをベースにしたカリキュラム開発の方法について述べた部分と、後半はC a n d oをベースにしたカリキュラムの事例ということで、三つに分けて具体的な事例が挙がっています。

1のカリキュラム開発の方法については、カリキュラム開発について、基本的な考え方は扱っているのですが、基礎的な内容を押さえながらも、あまり深入りし過ぎないようなシンプルな説明への修正を検討中です。加えて、バックワードデザイン（逆向き設計）や、パフォーマンス評価、ルーブリックの作成など、C a n d oをベースにしたカリキュラムを開発するに当たって必要となる考え方についても言及しております。

それから、飛びますが、26ページからが、C a n d oをベースにしたカリキュラムの事例となります。今回の手引の中心になる内容となりますが、生活、留学、就労の分野別に、C a n d oをベースにしたカリキュラムの事例を具体的に紹介しております。

27ページの中段に箇条書きがあるように、この三つのカリキュラムは、それぞれの教育現場が置かれている状況、背景から浮かび上がってきた問題意識に基づいて開発されています。それぞれの教育現場での問題はもちろん異なる部分も多いので、そのことが指摘されています。したがって、この事例は、ここに示されているカリキュラムをそのまま実施するというのではなく、三つの事例を参考にして、自分の現場では、どのような理念を基に、どのようなカリキュラム開発が可能かについて考えていくことが大切だということとその下の段落で言及しております。

28ページからは、生活分野の事例として、地域日本語教育における県の取組を紹介しています。

29ページ、表1を御覧ください。しまね国際センターでは、「日本語教室に通えない外国人住民に日本語を学ぶ機会と日本人と交流する機会を提供し、地域社会の一員として生活するための基盤づくりを支援する」ことを目的として、訪問日本語コースを開発しておられます。

実施形式は、学習者の自宅又は近くの公共施設に日本語学習支援者を派遣するというのがポイントで、それから学習者と日本語学習支援者は1対1を基本としています。

その後、35ページ、図2のとおり、自己評価の部分にC a n d oによる学習者自身のチェック項目があることに加えて、日本語学習支援者に対する振り返りの項目が示されているというのが、このカリキュラムの特徴の一つです。

ここでは、二つの独自教材を使用しておられます。今申しました35ページの振り返りの項目があることで、学習者と支援者双方の歩み寄りによる日本語でのコミュニケーション活動が展開できるようになっています。

ここでは、教師と学習者という上下関係のような感じではなくて、地域に住む学習者と支援者が一緒に学び合うという関係がうまく促進されるような工夫が見られます。一個人としてお互いに相手を知って、相手との関係を築くことが期待されています。それによって地域に住む学習者の方の生活者としての日本語を伸ばしていくということになります。

次に、41ページからは、留学分野の事例といたしまして、法務省告示日本語教育機関の取組を紹介しています。コミュニカ学院の事例なのですが、「日本語留学生」、進学を目指す人、就職する人、そして趣味や教養として学ぶ人などを対象に、2年課程、1、568時間のプログラムが実施されております。

43ページの上の年表にあるとおり、ここでは、2001年以来、CEFRに基づいたカリキュラムの改訂を現在に至るまで進められていて、先駆的な取組を続けていらっしゃるということで、参考になるのではないかとということです。

44ページの表1「レベル設定」を御覧ください。このカリキュラムの特徴の一つは、学習者の日本語の熟達度を全体で8レベルに分けている中で、特にB1レベルとB2レベルをそれぞれ三つに分けている点です。留学生に対する日本語教育において教育内容の中心となるBレベルを

手厚く細分化しているということになります。

このコミュニカ学院の事例紹介全体が、1、500時間以上に及ぶカリキュラムを抜粋して紹介しているため、非常に密度の濃い資料になっておりますが、48ページの表4では、B2.2レベル、読解についての学習活動のサンプルが示されています。

それから、51ページからは、ポートフォリオのサンプルとなっております。このポートフォリオは、自律的な学習能力の育成と学習の個人化を促すツールとして、「言語パスポート」、「学習管理・記録」、「学習成果」の3部から成っています。これを使って学習者は、自分の学習の目標・計画設定や自己評価など、学習のマネジメントを行うことができます。目標や進路は可変的で、定期的に見直されるものです。ポートフォリオは少しずつ改訂され、現在では一部がデジタル化されているということです。

それから、53ページからは、学習者の実際の自己評価シートの一部が挙げられていて、参考になるかと思えます。以上が、法務省告示日本語教育機関の事例となります。

続いて58ページからは、就労を希望する外国人に対する支援プログラム実施機関の取組です。

日本国際協力センターは、厚生労働省の委託事業として、外国人就労・定着支援研修を実施しておられます。この事業は、定住外国人の安定就労を支援する目的のほか、労働力人口が減少し、外国人労働者に対するニーズが高まっている社会的背景から、職場への定着促進を支援する目的も含めて、研修を行っています。

この対象となる受講者の日本語レベルは、「参照枠」で言うと、基礎段階のA1～A2に当たります。この研修は、レベル1～3の3段階に分かれたカリキュラム構成になっています。令和3年にCEFRを基に策定された厚生労働省の「就労場面で必要な日本語能力の目標設定ツール」の「就労Cando（めやす）」における「話す力（やりとり）」を基準にすると、レベル1はA1相当、レベル2はA2.1相当、レベル3はA2.2相当というイメージになります。

このカリキュラムの特徴は、事業委託者である厚生労働省や日本語教育関係者以外にも、社会保険や労働法規の専門家としての行政書士や社会保険労務士、職場見学の先となる企業や事業所、研修後の求職活動を支えるハローワークや自治体など、多くの関係者の協力と連携によってカリキュラム全体が成り立っている点だといえます。

そうした関係性の中で、複数の異なる立場にある関係者が参照できる共通の基準としての職場でのコミュニケーションに関するCandoを整理しています。具体的なCandoについては、61ページを御覧ください。

65ページからは、カリキュラム、学習活動、ポートフォリオのサンプルが挙げられています。

66ページの表からは、Candoを用いた自己評価シートのサンプルが示されています。

以上が、Candoをベースにしたカリキュラムの事例となりますが、各事例の示し方等につきましても、引き続き審議を行っていく予定となっておりますので、本日お示ししているものは、現在、執筆担当の委員の皆様による推敲作業を進めていただいております。お気づきの点がありましたら、御指摘いただきたいと思います。

この手引の最後に、68ページからは参考資料となります。こちらはまだ項目のみとなっておりますが、「日本語教育の参照枠」報告書の本冊で示している主要なレベル尺度やCando一覧、現在「生活Cando」等の作成に関するワーキンググループで作成を進めている「生活Cando」の一覧についても、収めていくという予定にしております。

加えて、Candoベースのカリキュラム開発に役に立つ資料、報告書等についても、簡単な解説とともに掲載していけたらと考えております。

今後の予定としましては、次回の「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの開催は1月28日を予定しておりますので、そこでの審議を経て、年度内に最終版を編集していくということになっていきます。

以上が、資料2「日本語教育の参照枠」の活用のための手引（案）の説明です。

### ○石井主査

ありがとうございました。内容に厚みがあるなどと思って拝見していました。具体的なものがよく見られるようになっていきますし、工夫が本当によくなされているというもので、いろいろな使い方ができそうだと思います。

ワーキンググループの委員でもある松岡委員、島田委員から補足とかコメントなどがございましたら、お願いします。島田委員、お願いします。

### ○島田委員

後半部分の事例の三つの書き換えた後のものは、私自身は今日改めて拝見したのですが、今ワーキングの方で、C a n d oによる評価の側面だけではなく、対話のツールとして、学習者自身が自律的に自ら学習を進めていく力を伸ばすことや、自己効力感を高めること、社会への参加、学習者を取り巻く関係者が対話を行い、よりよいコースにしていくためのツールとしてのC a n d oと言いますか、役割ということを書き加えたいという話をしていたのですが、三つの事例にそれぞれ書き加えられていて、ワーキングのメンバーの一員ですが、いいのではないかなと感じました。

### ○石井主査

井上委員、お願いします。

### ○井上委員

大変ボリューム感のある、中身の濃い手引書になっているという印象です。ただ、これが手引書として現場で使われるということを考えると、現場で使われ、更に普及を目指すということを考えるのであれば、使い勝手の面で取っつきにくいかなという印象があります。

提案なのですが、是非この手引書のウェブサイト版を作られたらどうかと思いました。これは事務局に対しての提案なのですが、生活・留学・就労の分野の事例が出ておりますが、それぞれ1例ずつしかまだ出ていない状況です。これから更にほかの分野の事例も取り上げなくてはいけない状況になってくると思いますし、生活や留学などの分野でもほかの事例ももっと紹介されているのではないかと思います。それがまた今後の「参照枠」の活用につながってくるのだらうと思いますので、使い勝手のよいウェブサイト版として、ただ、これをPDFにして上げるということではなく検索機能なども備えて、現場の教師たちが、こういうときにはどうしたらいいのだらうという疑問、質問に答えられるような形を考えられるといいのではないかなと思います。問題はそれを誰がやるのかということなののだらうと思うのですが、この日本語教育小委員会の中でどこかが引き続き担っていくべき仕事なのかなと思います。

### ○石井主査

大変いい御提案をいただいたと思います。事務局いかがですか。

### ○増田日本語教育調査官

御提案、ありがとうございます。実現可能性も含めて、検討させていただきたいと思います。

### ○石井主査

よろしく願いいたします。

ほかに御意見はありますか。神吉委員、お願いします。

## ○神吉委員

今の検討をしていただくということに加えて、アプリ版のようなものもできそうなのであれば、検討していただければと思います。

1点、図なのですが、1ページにある図1の「日本語教育の参照枠」として示す範囲ということで、この図自体はこれでいいと思うのですが、この「参照枠」の示す範囲ということでは間違っていないのですが、これをどう使うといいかということも含めて我々は提示していくということを考えたときに、この図の先に何か共生社会があるというイメージがつけられるような図にできるといいのかなと思いました。意見ですので、御検討いただければと思います。

## ○石井主査

御提案もありがとうございます。村田委員、お願いします。

## ○村田委員

4ページのコラム①についてお伺いしたいのですが、国内に住む外国人の児童生徒に対する日本語教育、これも非常に重要な分野ですので、こういう形で問題を提示されるということは大変結構なことだと思います。

この中で、子供用の「参照枠」を別に作成するのが望ましいというのが最後の方にあるのですが、これは先ほどの概念図で言いますと、「参照枠」として提示するものに相当するものを子供用のものとして作るということなのか、「参照枠」として提示するものの下に、就労とか留学とか、分野別のC a n d oを作るというものがぶら下がっていますが、その一つとして子供用のC a n d oを作るということなのか、どちらと理解すればよろしいのでしょうか。

## ○石井主査

真嶋委員、お願いします。

## ○真嶋委員

このコラムを作ることになった経緯を説明しますと、「日本語教育の参照枠」の審議の過程では、「生活」、「留学」、「就労」のほかに、「外国人児童生徒」という項目がありました。その図だけを見ると、子供たちに対しても同じように使えるのだなと誤解されかねないので、子供は、認知発達を考えないといけないのだということ指摘しています。現在、外国人の子供に対する能力評価は、文部科学省のDLA—Dialogic Language Assessmentが既にありますので、「参照枠」という形で出す必要があるかどうかという点についても検討が必要かと思います。

また、外国人のお子さんたちではなく、日本語を母語とする子供たちが、英語教育を小さいときからやりましたよといったときの児童生徒への外国語の参照枠ということであれば、CEFRの方でも、子供たちの外国語学習の参照枠というのはいろいろな試みがなされているところなので、それはまた別枠で考える必要があるということです。

## ○石井主査

よろしいですか。魅力あるものがいろいろ入っていますね。皆さんの方からコメントなどもおありかと思しますので、御意見に関しては、事務局の方に1週間をめぐりにお寄せいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

議事のその他として、文化庁の令和3年度補正予算の概要について御報告いただきます。新型コロナウイルス感染症によって大きな影響を受けている日本語教育機関を対象とした事業とのことで、参考資料を御覧いただきたいと思っております。

## ○堀国語課長補佐

国語課の堀と申します。資料は、参考資料1になります。

今回、ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業ということで、今、正に国会で補正予算の御審議をさせていただいているところでございます。文化庁は今回、文化芸術を主として、全体で905億円の補正予算を計上させていただきまして、今回はそのうち日本語教育と、特に留学生が入国できないという御事情もございまして、日本語教育を入国前であっても受けられる環境を御支援するという政策論のことも込めて今回要求させていただきました。

一方、とは言いながら、実際に留学生を受け入れる日本語教育機関様は、本当に1年以上、学生が来ていないという状況もございまして、日本語教育を行うことができないということもございまして。そういったところから、ある意味、日本語教育機関様のそういう日本語教育に係る部分を御支援するという意図も込めまして、今回の日本語教育実証事業という形でさせていただきました。

本来は、日本語教育機関様に関して個別に御支援ということも考えられるところですが、今回は、政策論として日本語教育のオンラインというところもございまして、一方で、民間企業様が多い中で直接御支援も厳しいということもございまして、今回は国において、多くの日本語教育機関様に間に入らせていただきまして、それでオンラインの教育を担っていただきながら、その果実を受け取りながら、未来に関して政策提言を行っていきたいという意図も込めて今回の事業とさせていただきます。

ポイントは、オンライン日本語教育ということで、これは本当に多種多様でございます。ハイブリッド、オンデマンド、ハイフレックス、あと日本語教育も当然のことながらレベルに応じた、初級、中級とか、また就職、場合によっては地域の日本語教育の部分もやるなど、多様な日本語教育がございまして、そういった日本語教育を日本語教育機関様において展開していただき、その展開していただいた部分に関して、文化庁としてこの事業で御支援をしながら、実際にやっていただくという形で考えているものでございます。

スキームは、なかなか日本語教育機関様において厳しい状況というところと、あと大きいところも小さいところもございまして、事務的に厳しいという話もお伺いしておりますので、実際、民間団体様に間に入らせていただいて、そこで全体を取りまとめていただきながら、オンライン日本語教育をやっていただくという形で考えております。

実際は、今、日本語教育機関様の関係6団体をはじめとする様々な団体様といろいろとお話をしながら、これはある意味で初めてでございますが、日本語教育機関様に対する御支援をする事業ということで、今様々な調整をしながら、今回国会で御審議いただいて、成立して、恐らく年明けになるかもしれませんが、できれば公募とかの準備に入っていきたいと考えております。

事業規模につきましては、1件当たり400万～1,000万円として、400件程度とございますが、これはあくまでも積算の規模ということでございますので、現実にはもっと多種多様な取組が展開されると感じております。

あくまでも法務省告示校と言われている、留学のための日本語教育機関様を今回対象としておりますが、ただ、このような日本語教育機関が今後いろいろな地域、それこそ先ほどの就労をはじめ、様々な分野に手を伸ばしていただいて、オンラインを通じた展開ということも今回期待しつつこの事業を実施できればと考えております。

説明は以上でございます。

## ○石井主査

ただいまの御説明に関して、御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。毛受委員、お願いします。

### ○毛受委員

大変いい事業だと思いますし、今は留学生が入ってこなくて、日本語学校は大変だという話を聞いておりますので、留学生で入ってくる方を基本的に対象ということになっていると思うのですが、もしそういう数がなかなか集まりにくいとか、せつかくこれだけ予算を確保されるのであれば、それこそ今まで議論してきました、いわゆる在住されている外国人の方々も含めて、留学生が対象ではあるとは思いますが、そういう人たちにも対象に入る形にさせていただくと、今までずっと議論していることともつながってくると思います。可能性はあるのでしょうか。

### ○堀国語課長補佐

お答えいたします。今回の事業は、先ほど申し上げたように、入国前の外国人留学生ということ念頭に置いていますが、先ほど多様と申し上げたように、例えば今毛受委員がおっしゃった在留外国人の方々も入っていただいて、一緒にオンライン日本語教育を受けていただくということは可能でございますし、逆にそういったことを幅広に展開していただくことで地域のいろいろな日本語教室と連携していただくということも、この事業を契機にできればと思っております。

### ○井上委員

日本語教育機関として、まずお礼申し上げます。非常に厳しい状況の中、学校教育法に位置づけられていない日本語学校もある中で、文化庁が、国がこういう形で支援をしてくださるということは大変ありがたく思っております。

ただ、一つだけ要望を申し上げますと、こういう実証事業に対して手を挙げるときに、何かと煩わしい書類が必要だったりとか、手続が必要だったりすると、大変だと思っておりますので、できるだけ簡素な手続でこれが申請できるように御配慮いただければとお願いします。

### ○堀国語課長補佐

そこは重々こちらとしても考えておまして、ただ、国費を使う以上、一定の手続の担保は必要となりますが、できる限り分かりやすく、シンプルにできるよう、こちらも考えながら対処したいと思っております。

### ○石井主査

村田委員、お願いします。

### ○村田委員

これは実際にお金の使途というのでしょうか、使われる目的としては、人件費に対する補填ということなののでしょうか。それとも、オンライン授業を行うための設備に対する助成ということなののでしょうか。

### ○堀国語課長補佐

これは、国からのオンライン日本語教育の委託事業になると思っておりますので、実際に設備開設ということではなくて、実際にオンライン日本語教育を行うといったことに係る御支援となります。例えば、オンラインの研修や、カリキュラム開発、あとは日本語教育機関の教師が日本語教育を行うということに対する謝金的な形で、幅広に多く御支援する形で考えています。

### ○黒崎委員

告示校の者としてお礼を申し上げます。今お話を伺って、今回は入国を待機している方に対するオンラインの授業ということだと理解しましたが、そこから先のことも少し考えておられると

いうことは大変ありがたく思いました。今日の議論にも出ていましたが、地域の日本語教育は、今のままの形ではなかなかうまくいかない、自治体やボランティアではできることとできないことがあるという御意見がありました。この形を変えていくために、日本語学校をもっと活用していただきたいという思いも強くございます。留学生だけではなくて、地域の方にも我々の組織だけではなくて、人材、知財を利用していただければいいなと思いましたが、そういうことも視野に入れた事業と理解しましたので、うれしく思いますし、期待したいと思えます。

#### ○石井主査

よろしいでしょうか。真嶋委員。

#### ○真嶋委員

事業内容のところに、「本事業で行われるオンライン教育は我が国かつ滞在国の入国制限がなくなるまでの間」と書いてあるのですが、これはどう理解したらいいのでしょうか。

#### ○堀国語課長補佐

この事業は、あくまでもコロナ禍において入国制限などによって影響が生じていることに伴って今回お認めいただいた予算でございます。ですので、例えば今は一旦止まっていますし、また11月に業所管省庁によりいろいろな手続とか、本来ならばこういう手続も要らないのですが、例えば、観光客などの受け入れも含めて、コロナ前と同じような状態になってくるような状況になれば、この事業としての役目は終わりということもあります。ただ、現実的に、この予算は恐らく今年度の予算でございますが、来年度に繰越しをさせていただいて、来年度も使える形にしたいと思っています。来年度になって、もし本当にそういう自由な往来ができるような世界になれば、実際はこの事業を一旦ある節目で止めていただいて実証していただくということになることがあり得ますといった趣旨もでございます。ただ、現実にはそういった世界になるかどうかについてはまだ分からないのですが、そういった趣旨で書いております。

#### ○石井主査

神吉委員、お願いします。

#### ○神吉委員

実証事業ということですので、この資料の下の方にアウトプット、アウトカムというのが書かれていますが、これが達成できるということを前提に何か評価というものが行われるという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○堀国語課長補佐

今回のこの取組は二つの面がございます。一つは政策論としてのオンラインの日本語教育の実証行為に関する果実を頂いた形にして、こういった審議会をはじめとする皆様方による評価等を踏まえた形で今後につなげていきたいと考えているという趣旨でございます。

#### ○神吉委員

コロナ対策ということなので、往来が復活した段階でもうこの事業は終わりだという話でしたが、それは評価も含めて、どういう形になるのでしょうか。その政策を実施して評価するところまではサイクルと考えたときに、その効果とか成果がどうなっているかというのをどのように検証するのでしょうか。

#### ○堀国語課長補佐

先ほど入国前の状況になるというのは、実際のオンラインの日本語教育そのものは一旦終わっていただきますが、実証、検証行為は、この事業の期間、来年度の、一定期間においてやっていただきますので、その後実施いただいたものの検証を行っていただく形になります。

#### ○神吉委員

外国人留学生が増えるということがアウトカムになっていますが、これは、こちらが頑張っても増えないことはありますよね。送り出し国側の状況で例えば渡航ができないなどの状況は考慮されるのでしょうか。

#### ○堀国語課長補佐

ここの部分は、今回のオンラインを通じたということで、例えば入国前の外国人留学生を対象としておりますが、例えば、まだ入学もしていないというような方々についても、このオンラインを通じて様々な日本語教育のアプローチをするなど、そういった形で、この一つのツールを大きく今後の日本語教育の様々な取組に活用していただくということもあり得えますし、そういったことに使っていただくこともできます。ので、そういった意味も込めて、維持・増加ということの趣旨を最終的な効果として期待して入れております。

#### ○神吉委員

分かりました。ありがとうございます。

#### ○石井主査

時間となりました。ありがとうございます。本日の審議はこれまでということにしたいと思えます。事務局より御連絡などがあるかと思えます。そちらにお渡しします。

#### ○増田日本語教育調査官

次回の第110回日本語教育小委員会の日程について申し上げます。2月18日金曜日午後3時からの開催を予定しております。お忙しい中、恐縮ですが、御出席くださいますよう、お願い申し上げます。

#### ○石井主査

これで第109回日本語教育小委員会を閉会といたします。ありがとうございました。